

平成十年運輸省令第六十六号

装置型式指定規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第七十六条の規定に基づき、並びに同法第七十五条の二の規定を実施するため、装置型式指定規則を次のように定める。

（この省令の適用）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第七十五条の三第一項の規定による装置の型式についての指定（以下「指定」という。）の手續その他指定に関する実施細目は、この省令の定めるところによる。

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用出力装置

一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（ガソリンを燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の七 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の八 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の九 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十一 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の十五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四の三 法第四十一条第三号の操縦装置のうち原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置（以下「イモビライザ」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）

四の四 法第四十一条第四号の制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）

五 法第四十一条第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

五の二 法第四十一条第四号の制動装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の三 法第四十一条第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車により牽引されるものを除く。）に備えるものに限る。）

五の四 法第四十一条第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）

五の五 法第四十一条第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の六 法第四十一条第四号の制動装置のうち横滑り防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の七 法第四十一条第四号の制動装置のうちブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九の二 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及

び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の九の三 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器及びガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の九の四 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の九の五 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の九の六 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の九の七 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器取付装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一の二 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器及びガス容器附属品（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一の三 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十二 法第四十一条第六号の燃料装置のうちガス容器取付装置（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十三 法第四十一条第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の十四 法第四十一条第六号の電気装置のうち電波障害防止装置（大型特殊自動車に備えるものを除く。）

五の十五 法第四十一条第六号の電気装置のうちサイバセキユリティシステム（自動車のサイバセキユリティを確保するための装置をいう。）

五の十六 法第四十一条第六号の電気装置のうちプログラム等改変システム（自動車の電気装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変するための装置をいう。）

五の十七 法第四十一条第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十 法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十一 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く）に備えるものに限る。）

六の二 法第四一條第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の三 法第四一條第六號の燃料裝置のうち電柱その他棒狀の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の燃料漏れ防止裝置、同號の電氣裝置のうちポールとの側面衝突時の感電防止裝置並びに同項第七號の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の乗員保護裝置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の三の二 法第四十一条第二項第六号の燃料装置のうちボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちボールとの側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の四 法第四 条第一項第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び同号の電気装置のうち後面衝突時の感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに限る。）に備えるものに限る。）

六の五 法第四一一条第六号の燃料装置のうち後面衝突時の燃料漏れ防止装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪

自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに限る。)に備えるものに限る。)

六の六 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の七 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

七 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち外装（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに装着するものに限る。）

法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装の手荷物積載用部品（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

九 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち外装のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

十
法第四十一條第一項第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置（二輪自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ボール・トレイラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

十一 法第四十 条第一項第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置及び牽引自動車以外の自動車に備へるものに限る。）

十一の二 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち前部滑り込み防止装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備へるものに限る。）

十一の三、法第四十一条第一項第七号の車体及び車体の一部に前音波防止装置取付装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量一・五トンを超えるものに備えるものに限る。）を有するものであつて、専ら又は主として乗客を運搬することを目的とするものであるものを指す。

去第四十一條第九號の「乗客裝置」とは同表（告示）で定めるもののうち、

十一の四 法第四十一 条第一項第九号の乗車装置のシートの装（告示で定めるもの）であつて、乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに限る。

十二の五 法第四十一 条第一項第九号の乗車装置のうち運送者席（専ら乗用の用に供する自動車

(二) 輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車体総重量三・五ト以下のもに備へるものに限る。

十一の六 法第四十一条第三項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）で

あつて車両総重量三・五トンを超えるものに備へるものに限る。）
第十二法第四十一条第二項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未だ

十二の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾仰止装置（満もの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備へるものに限る。）

[illegible]

- 十三 法第四十条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）
- 十三の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置
- 十三の三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ベルト
- 十四 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち頭部後傾抑止装置
- 十四の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置取付具
- 十五 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置
- 十六 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 十六の二 法第四十一条第一項第十号の窓ガラス
- 十七 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）
- 十七の二 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）
- 十八 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置
- 十八の二 法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちデیفューストラジェー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。）
- 十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）
- 十九の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）
- 二十 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器
- 二十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置
- 二十二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部雾灯
- 二十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方照射灯
- 二十三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車幅灯
- 二十四 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち尾灯
- 二十五 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち制動灯
- 二十六 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち補助制動灯
- 二十七 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯
- 二十八 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯
- 二十八の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯
- 二十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方灯
- 二十九の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち番号灯
- 三十 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部雾灯
- 三十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち駐車灯
- 三十二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後退灯
- 三十二の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯
- 三十三 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち前部反射器
- 三十四 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち側方反射器
- 三十五 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち後部反射器
- 三十六 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち大型後部反射器
- 三十六の二 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち再帰反射材
- 三十七 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器の警報音発生装置
- 三十八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器

- 三十九 法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告反射板
- 四十 法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材
- 四十の二 法第四十一条第十四号の警報装置のうち自動車に盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のもに備えるものに限る。）
- 四十の三 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車線脱逸警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）
- 四十の四 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両接近通報装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 四十の五 法第四十一条第十四号の警報装置のうち事故自動緊急通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満かつ車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のもに備えるものに限る。）
- 四十の六 法第四十一条第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）
- 四十の七 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）
- 四十の八 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置
- 四十の九 法第四十一条第十五号の指示装置のうち方向指示器（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十人以上の自動車及びその形状が乗車定員十人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備えるものを除く。）
- 四十の一 法第四十一条第十三号の灯火装置及び同項第十五号の指示装置の光源
- 四十の二 法第四十一条第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のもに備えるものに限る。）
- 四十の三 法第四十一条第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（二輪自動車に備えるものに限る。）
- 四十の四 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡等及び後写鏡等取付装置（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三の二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち直前直左右確認装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十三の三 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車の三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十四 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後退時車両直後確認装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

第四十四の二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

法第四十一条第一項第十七号の計器のうち事故情報計測・記録装置（専ら乗用の用に供

する自動車（輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十七 法第四十一條第二項第二十号の自動運行装置

四十八 法第四十一条第二十一号の特に必要な自動車の装置のうち道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第六条で定める運行記録計

四十九 法第四十一条第二十一号の特に必要な自動車の装置のうち施行令第六条で定める速度表示装置

(指定の申請)

三条 指定の申請は、特定装置を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作等」という。）又は特定改造等を業とする者が、製作若しくは販売（以下「製作等」という。）をする特定装置又は特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる装置について行うものとする。

四 条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならない。

一 特定装置の種類
二 特定装置の名称及び型式

三 申請者の氏名又は名称及び住所
四 主たる製作工場の名称及び所在地

前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号、第五号、第八号及び第九号を除く。）を添付しなければならない。

一 申請に係る特定装置の構造及び性能を記載した書面

申請に係る特定装置の外観図

三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面

四 品質管理システム（申請に係る特定装置の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に関し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）

五 第七条第二項の検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面（以下「検査実施要領」という。）

六 特定装置を

ては、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲七製作者等が申請に係る特定装置に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあっては、表示位置及び表示方式を記載した図面

八 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者に

あつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止

口 法第七十五条第八項の規定による指定自動車の型式についての指定の取消し

ハ 法第七十五条の二第四項の規定による同条第一項の規定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止

二 法第七十條の二第五項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の取消
ホ 法第七十五條の三第五項の規定による指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」とい
う。）の型式についての指定の効力の停止

へ 法第七十五条の三第六項の規定による

国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があるとき、必要な書面の提出を求めることができる。

前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定装置の

型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対して第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することを要して、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係るときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めることができる。

法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一 第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置が、保安基準（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合すること。

二 第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置と同じ構造及び性能を有する特定装置が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。

三三 法第六十三條の第三項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもものが使用さ

れている特定装置に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

四 法第六十三條の第三第二項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った装置製作者等（法第六十三條の第二第二項に規定する装置製作者等をいう。）が行つた指定の申請のうち、当該改善措置に係る装置の部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあつた

ては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類		規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号	
一 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版（レ	
一 第三条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	ベルーAに係る部分を除く。） 第百五十四号第三改訂版	
一 第四条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑制装置		
一 第五条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一 第六条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑制装置		
一 第七条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第七十五号	
二 第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版 第百十七号第四改訂版	
二 第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第五十四号 第百十七号第四改訂版	
三 第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第百十七号第四改訂版	
三 第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第百四十二号改訂版	
三 第三条第三号の三の応急用予備走行装置	第百四十四号第三改訂版	
三 第四条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第百四十一号改訂版	
三 第五条第三号の五の操作装置	第六十号	
三 第六条第三号の六の操作装置	第百二十一号改訂版	
三 第七条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版	
三 第八条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版	
三 九 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置		
四 第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版	
四 二 第二条第四号の二の施錠装置	第百十六号改訂版 第百六十一号	
四 三 第二条第四号の三のイモビライザ	第百十六号改訂版 第百六十二号	
四 四 第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第六改訂版	
五 第二条第五号の制動装置	第十三H号改訂版	
五 二 第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版 第十三号第十三改訂版	

五 三 第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十三改訂版
五 四 第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号第二改訂版
五 五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号第二改訂版
五 六 第二条第五号の六の横滑り防止装置	第百四十号
五 七 第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第百三十九号
五 八 第二条第五号の八の燃料タンク	第三十四号第四改訂版
五 九 第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五 九 二 第二条第五号の九の二のガス容器	第百十号第六改訂版
五 九 三 第二条第五号の九の三のガス容器及びガス容器附属品	
五 九 四 第二条第五号の九の四のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
五 九 五 第二条第五号の九の五のガス容器及び燃料制御保護装置	
五 九 六 第二条第五号の九の六のガス容器附属品	
五 九 七 第二条第五号の九の七のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
五 十 第二条第五号の十の燃料制御保護装置	
五 十一 第二条第五号の十一のガス容器取付装置	第百三十四号改訂版第百四十六号
五 十一 二 第二条第五号の十一の二のガス容器及びガス容器附属品	
五 十一 三 第二条第五号の十一の三のガス容器附属品	
五 十二 第二条第五号の十二のガス容器取付装置	第三十四号第三改訂版
五 十三 第二条第五号の十三の衝突時の車両火災防止装置	第十号第六改訂版
五 十四 第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第百五十五号
五 十五 第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	第百五十六号
五 十六 第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百号第三改訂版
五 十七 第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百三十六号改訂版
五 十八 第二条第五号の十八の感電防止装置	
五 十九 第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百三十七号第二改訂版
五 二十 第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
五 二十一 第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第四改訂版
五 二十二 第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
六 第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第五改訂版
六 二 第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
六 三 第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百三十五号第二改訂版
六 三 二 第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	

三十五の三	第一条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第八改訂版	
三十五の四	第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第三改訂版	
三十六	第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第五改訂版	
三十七	第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号	
三十七の二	第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	第六十六号	
三十七の三	第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置		
三十八	第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	第五十八号	
三十九	第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版	
四十	第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第六十号改訂版	
四十一	第二条第四十七号の自動運行装置	第五十七号改訂版	
2	前項の表中第二号の二及び第三号の装置は、滑り止めに係る性能等について告示で定める要件に適合していなければならない。		
3	第一項の表中第三号の装置（駆動軸に取り付けることを目的として設計されたものであって、告示で定めるものに限る。）は、構造について告示で定める要件に適合していなければならない。（特別な表示）		
第六条	法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二号各号に掲げる種類の装置（前条第一項の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第二号様式に定める表示とし、前条第一項の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあつては第三号様式に定める表示とし、同表第三十五号の二に掲げる種類の装置にあつては第四号様式に定める表示とする。		
2	前項の特別な表示は、特定装置に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。（検査等の実施及び結果の保存）		
第七条	指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該特定装置が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようしなければならない。		
2	指定製作者等は、当該特定装置が均一性を有するようにするため、検査実施要領に従つて検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならない。		
3	指定製作者等は、前項の検査の結果を一年間保存しなければならない。（届出等）		
第八条	次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。		
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	指定第四号第一項第二号、第三号若しくは第四号又は同条第二号の旨を記載変更後遅滞なを受けた項第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣した届出書）が定めるものを除く。）に変更があつた場合		
二	指定第四号第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号にその旨を記載変更後遅滞なを受けた掲げる書面の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定した届出書）装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定装置が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があつた場合		

三	指定当該型式の特定装置の製作者等でなくなった場合	その旨を記載した届出書（第五号様式）	当該型式の特定装置の製作者等でない者
2	前項第一号の場合において、第四条第一項第三号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。		
3	国土交通大臣は、第一項第三号の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた特定装置については取消しの効力は及ばないものとする。		
（装置型式指定通知書等の交付）			
第九条	国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。		
一	指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）を行つたとき。	装置型式指定通知書	
二	指定（第四条の二第二項の規定による申請に係るものに限る。）を行つたとき。	既指定装置型式指定通知書	
三	法第七十五条の三第六項又は第七項の規定による指定の取消しを行つたとき。	装置型式指定取消通知書	
（勸告）			
第九条の二	国土交通大臣は、指定製作者等がこの省令の規定に違反したときは、当該指定製作者等に対し、その是正のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（意見の徴取）		
第十条	国土交通大臣は、法第七十五条の三第六項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。		
第十一条	削除		
（指定番号等の告示）			
第十二条	国土交通大臣は、指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。		
一	指定の番号		
二	特定装置の種類、名称及び型式		
三	特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲		
四	指定を受けた者の氏名又は名称及び住所		
2	国土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四号第二項第六号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。		
3	国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第四条第一項第三号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。		
第十三条	法第七十五条の五第二項の規定による特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により行うものとする。		
一	特定装置の名称及び型式		
二	特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲		
三	申請者の氏名又は名称		
四	審査結果		

(立入検査をする職員の身分を示す証票)
第十四条 法第七十五条の六第二項の証票は、第六号様式による。

(申請書等の記載事項の制限)

第十五条 この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

附 則

(施行期日)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十四号）の施行の日（平成十年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成二二年二月二日運輸省令第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令中、第一条及び第二条並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から、第三条及び第四条の規定は、平成十二年三月三十一日から、第五条並びに附則第二条及び第三条の規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二二年二月二九日運輸省令第三九号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成二三年三月一五日国土交通省令第三八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年五月三一日国土交通省令第九四号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則 （平成二四年七月三日国土交通省令第八四号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則 （平成二四年十二月二〇日国土交通省令第一一七号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年七月七日国土交通省令第八一号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日国土交通省令第六〇号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定は、平成十六年七月十五日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

附 則 （平成二七年四月六日国土交通省令第四九号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年六月二九日国土交通省令第七二号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第七号、第八号及び第九号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定は、平成二十一年六月二十二日まで、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第七号、第八号及び第九号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

附 則 （平成二七年二月二一日国土交通省令第一一六号）

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日国土交通省令第二二二号） 抄

(経過措置)

この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

附 則 （平成二八年一月三〇日国土交通省令第三号）

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定は、平成二十三年十月九日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

附 則 （平成二九年一月三〇日国土交通省令第三号）

(経過措置)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二九日国土交通省令第六八号）

(経過措置)

この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定は、平成二十四年八月十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

附 則 （平成二九年一月九日国土交通省令第八七号）

(経過措置)

この省令は、平成十九年十一月十日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一日国土交通省令第四号）

(経過措置)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第三十三条に一項を加える改正規定及び第四条の改正規定は、平成二十年七月十一日から施行する。

(経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十二年一月十日までは、第四条の規定による改正後の装

置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第五条 旧規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定（特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車枠又は車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置以外の部分と一体の構造となっている突入防止装置及び突入防止装置取付装置に係るものに限る。）は、平成二十四年七月十日までは、新規規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第六条 旧規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十二年七月十日までは、新規規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成二〇年一〇月一五日国土交通省令第八五号）

この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。

附 則（平成二二年七月一七日国土交通省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条の表の改正規定（「第十四号第七改訂版」を「第十七号第八改訂版」に改める部分、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に改める部分及び「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に改める部分を除く。）並びに第三号様式の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十四年七月二十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定（横向きに備えられた座席又は折り畳むことができる座席を有しない自動車に備える特定装置に係るものに限る。）は、新規規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成二三年一月二八日国土交通省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年一月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十六年十月三十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第四条 旧規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（平成二三年五月三一日国土交通省令第四四号） 抄

（施行期日）

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中装置型式指定規則第五条に二項を加える改正規定及び同令第三号様式の改正規定（前部霧灯及び側方照射灯に係る部分に限る。） 公布の日

二 略

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十三年八月一日

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第二項の規定は、装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の装置については、平成二十六年九月三十日（軽自動車に備えるものにあつては、平成三十年二月二十三日）までは、適用しない。

附 則（平成二三年六月二三日国土交通省令第四七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

第三条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年六月二十二日までは、新規規則第五条第一項の表第三号の三、第五号の四及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第四条 旧規則第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（前条に規定するものを除く。）は、新規規則第五条第一項の表第三号の二、第五号の五及び第六号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第五条 旧規則第五条第一項の表第十八号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規規則第五条第一項の表第十八号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（平成二三年一〇月二八日国土交通省令第七八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を

除く。)に備える特定装置に係るものに限る。)は、平成二十八年十月二十七日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定(前条に規定するものを除く。)は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二十四年七月二十六日国土交通省令第七二号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十九年七月二十五日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二十四年十一月十六日国土交通省令第八四号)
この省令は、平成二十四年十一月十八日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二五日国土交通省令第二号)
この省令は、平成二十五年一月二十七日から施行する。

附 則 (平成二十五年七月二二日国土交通省令第六二号)
(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年七月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二十五年八月三〇日国土交通省令第七三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年十一月二二日国土交通省令第八八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二四日国土交通省令第八号)
(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年一月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条第一項の表第十号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定(令和三年八月三十一日以前に行われたもの)に限り、座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置に係るものを除く。)は、令和五年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定(座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置に係るものに限る。)は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二六年六月一〇日国土交通省令第五四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一〇月九日国土交通省令第八〇号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二七年一月二二日国土交通省令第三号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二七年六月一五日国土交通省令第七四号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の五及び第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二七年一〇月八日国土交通省令第七四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二〇日国土交通省令第一号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成二十八年三月一日国土交通省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年四月一三日国土交通省令第四三三号）

この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

附則（平成二十八年六月一七日国土交通省令第五〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第十七条第三項の改正規定、第三条の規定及び第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第二の改正規定（別表第二十七号の次に五号を加える部分（第十七号の六に係る部分に限る。））は、平成二十八年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一、第五号の十二、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十三、第五号の十四、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、平成三十三年八月三十一日までは、新装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成二十八年八月三十一日国土交通省令第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年九月一六日国土交通省令第六四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年一〇月七日国土交通省令第七三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年二月九日国土交通省令第七七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年二月九日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第三号の三及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第三号の三、第三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（協定に附属する規則第十三号に基づき行われたものに限る。）は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の二、第五号の五及び第五号の六下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十二及び第五号の十三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（平成三十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十四及び第五号の十五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成二十九年三月二三日国土交通省令第一二一〇号）

この省令は公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月一五日国土交通省令第三八八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二二日国土交通省令第三九三九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成二十九年九月一四日国土交通省令第五一〇号）

この省令は、平成二十九年九月十四日から施行する。

附則（平成二十九年一〇月一〇日国土交通省令第六一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年十月十日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令型操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るものを除く。）は、平成三十三年三月三十一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車を備えるかじ取装置に係る認定にあつては、平成三十五年三月三十一日）までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令型操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成三〇年二月九日国土交通省令第六六〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年二月十日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に規則第百十三号改訂版に基づき行われたものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附則（平成三〇年七月一九日国土交通省令第五九〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものを除く。）は、新装置型式指定規則に基づき行われた認定とみなす。

く。）、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものに限る。）は、新規規則第五条の表第十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（平成三〇年一〇月一二日国土交通省令第七九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、第一条中自動車型式指定規則第三条第二項第九号ロ、第三条の四及び第四条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一六日国土交通省令第八〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものを除く。）は、令和五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るもの（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（平成三〇年一二月二八日国土交通省令第九四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。ただし、第五条の表の改正規定（同表第五号の十一に係る部分を除く。）は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に行われたもの）に限り、四席以上連続した座席を有する自動車に備える座席ベルト取付装置（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が三百五十ミリメートル以上である座席ベルト取付装置を除く。次項において、「特定座席ベルト取付装置」という。）に係るものに限る。）は、平成三十七年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（特定座席ベルト取付装置に係るものを除く。）は、新規規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（平成三十一年三月二九日国土交通省令第一六号）

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条中装置型式指定規則第四条第二項第八号ロの改正規定及び第二条中共通構造型式指定規則第三条第二項第七号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日国土交通省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和元年五月二八日国土交通省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年五月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）に備える座席ベルト（次項において「特定座席ベルト」という。）以外に係るものは、令和四年八月三十一日までは、新規規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るもの及び特定座席ベルトに係るものは、新規規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一〇月一五日国土交通省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年十一月十五日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十七号の改正規定、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の九、第五号の十及び第五号の十三の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規規則」という。）第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。）は、新規規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規規則第五条の表第十五号の四、

第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和二年一月三十一日国土交通省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日国土交通省令第二〇号)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年五月二十九日国土交通省令第五三号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年五月二十九日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和三年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和二年八月五日国土交通省令第六七号)

抄

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和二年十一月二十三日)から施行する。

附 則 (令和二年九月二十五日国土交通省令第七八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、新規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年七月六日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月六日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和二年一〇月三〇日国土交通省令第八四号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の装置型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定装置に係る第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二五日国土交通省令第一〇〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中道路運送車両の保安基準第十八条の改正規定並びに第二条中装置型式指定規則第五条の表第四号の四、第六号及び第六号の二下欄の改正規定並びに次条の規定 令和三年一月三日

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。)は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年七月四日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月四日までの間は、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (令和三年六月九日国土交通省令第四〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年六月十日から施行する。ただし、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の十七から第六号の二まで、第十二号及び第十三号の改正規定並びに第四条並びに次条の規定は、令和三年六月九日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。)であって、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和三年八月五日国土交通省令第五〇号）

この省令は、令和三年八月五日から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日国土交通省令第五九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち専ら乗用の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和四年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月五日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち貨物の運送の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和六年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

7 旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

8 旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和四年一月七日国土交通省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和四年六月二二日国土交通省令第五二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年六月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号の二、第四号の三及び第三十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号の二、第四号の三及び第三十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和四年一〇月七日国土交通省令第七三号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月八日から施行する。ただし、第五条の表第十五号の四下欄の改正規定（「第百五十四号」を「第百五十四号第二改訂版」に改める部分に限る。）並びに次条第四項及び第六項の規定は、令和五年六月八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキ（電子的方法により操作するものに限る。次項において同じ。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキに係るものを除く。）は、新規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定のうち、後方等確認装置（自動車に技術的最大許容質量（当該自動車の構造、装置及び性能を勘案し、当該自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から当該自動車に負荷することが許容される最大の質量をいう。）が負荷された状態で、当該装置の最下縁が地面から二メートル以上となるように取り付けられるものを除く。次項において同じ。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定（後方等確認装置に係るものを除く。）は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和五年一月四日国土交通省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。

一 及び二 略

三 第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条の改正規定（同条の表第三十四号の六の次に二号を加える部分に限る。）及び同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第四十一号の方向指示器の項の前に二項を加える部分に限る。）

（経過措置）

第二条 第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号の八及び第三号の九下欄に掲げる第十二号第四改訂版並びに第六号の三下欄に掲げる第百三十五号改訂版に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、それぞれ、新規則第五条の表第三号の八及び第三号の九下欄に掲げる第十二号第五改訂版並びに第六号の三下欄に掲げる第百三十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号改訂版に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百三十六号に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百三十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和八年七月六日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

7 旧規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

8 旧規則第五条の表第十九号から第二十八号の二まで及び第三十五号下欄に掲げる第百四十八号に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第十九号から第二十八号の二まで及び第三十五号下欄に掲げる第百四十八号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

9 旧規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

10 旧規則第五条の表第四十一号下欄に掲げる第百五十七号に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第四十一号下欄に掲げる第百五十七号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和五年六月五日国土交通省令第四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年六月八日から施行する。

一 第二条中装置型式指定規則第二条第十一号の六、第四十三号の二及び第四十三号の三の改正規定、同令第五条の改正規定（同条の表第十二号の前に一号を加える部分及び同表第三十七号の次に二号を加える部分に限る。）並びに同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第十一号の五の運転者席の項の次に一項を加える部分及び同表第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置の項の前に二項を加える部分に限る。）

（経過措置）

第二条 第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。次項において同じ。）（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定であって、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号改訂版に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）

は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第二百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第二百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定であつて、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第二百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第二百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和五年九月二二日国土交通省令第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年九月二十四日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第二百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第二号の二下欄に掲げる第二百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第二百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間、新規則第五条第一項の表第三号下欄に掲げる第二百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第二百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第二百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第二百十号第五改訂版に基づき行われた認定（燃料制御保護装置又は圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第二百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 新規則第五条第二項の規定は、同条第一項の表中第二号の二下欄に掲げる第二百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和九年七月六日まで、同表中第三号下欄に掲げる第二百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十一年八月三十一日まで、適用しない。

6 新規則第五条第三項の規定は、同条第一項の表中第三号下欄に掲げる第二百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十三年八月三十一日までは、適用しない。

附 則（令和五年一〇月二〇日国土交通省令第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十二月二十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第二百十号第二改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器）は、当分の間、協定に附属する規則第二百十号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 協定に附属する規則第二百十号第二改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器）は、当分の間、協定に附属する規則第二百十号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 協定に附属する規則第二百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器）は、当分の間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第二百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 協定に附属する規則第二百十号第五改訂版に基づき行われた認定（圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器、当該ガス容器に係るガス容器）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第二百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和六年一月五日国土交通省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第二百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第二百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第二百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第二百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）

二 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

2 協定に附属する規則第二百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第二百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第二百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第二百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一 自動車駆動用燃料消費装置

二 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

三 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

四 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

五 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

六 自動車駆動用電力消費装置

3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであって、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であつて、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

第一号様式（装置型式指定申請書）（第四条関係）

第一号様式（装置型式指定申請書）（第四条関係）（平12建令30・令元国交令20・令2国交令66・一部改正）

自動車検査登録印紙

受付番号（※）

受付年月日（※）

装置型式指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定装置の種類

特定装置の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる製作工場の名称及び所在地

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考
※印の欄は、申請者が記入しないこと。

第一号様式の二（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）

第一号様式の二（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）（平26建交令14・建附、令元国交令20・令2国交令66・一部改正）

自動車検査登録印紙

受付番号^(※)

受付年月日^(※)

既指定装置型式指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

指定装置の種類

指定装置の名称及び型式

指定番号

指定製作者等の氏名又は名称及び住所

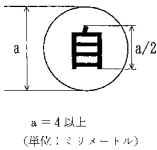
異なる事項及び異なる事由

備考

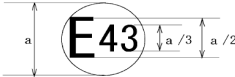
（日本産業規格 A 列 4 番）

備考
※の欄は、申請者が記入しないこと

第二号様式（特別な表示）（第六条関係）



第三号様式（特別な表示）（第六条関係）



(単位：ミリメートル)

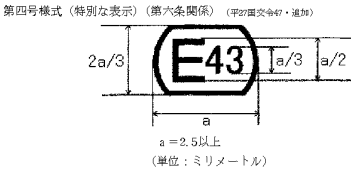
特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑制装置	
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑制装置	
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	9以上
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	12以上
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	8以上
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	
第二条第三号の五の操作装置	
第二条第三号の六の操作装置	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
第二条第四号の旋錠装置	
第二条第四号の二の旋錠装置	
第二条第四号の三のイモビライザ	
第二条第四号の四の制動装置	

第二条第五号の制動装置	
第二条第五号の二の制動装置	
第二条第五号の三の制動装置	
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の六の横滑り防止装置	
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	
第二条第五号の八の燃料タンク	
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の二のガス容器	
第二条第五号の九の三のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の九の四のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の九の五のガス容器及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の九の六のガス容器附属品	
第二条第五号の九の七のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十一のガス容器取付装置	
第二条第五号の十一の二のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十一の三のガス容器附属品	
第二条第五号の十二のガス容器取付装置	
第二条第五号の十三の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	8以上
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	
第二条第五号の十八の感電防止装置	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	

第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の三の二のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置
第二条第七号の外装
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品
第二条第九号の外装のアンテナ
第二条第十号の突入防止装置
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置
第二条第十一号の四の内装
第二条第十一号の五の運転者席
第二条第十一号の六の運転者席
第二条第十二号の座席
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置
第二条第十三号の座席
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置
第二条第十三号の三の座席ベルト
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置
第二条第十六号の二の窓ガラス
第二条第十七号の騒音防止装置
第二条第十八号の二のディフューストラテジー防止装置

第二条第十九号の前照灯	8以上(ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあっては、5以上)
第二条第十九号の二の前照灯	5以上
第二条第二十号の前照灯洗浄器	
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
第二条第二十二号の前部霧灯	
第二条第二十二号の二の側方照射灯	
第二条第二十三号の車幅灯	
第二条第二十四号の尾灯	
第二条第二十五号の制動灯	
第二条第二十六号の補助制動灯	
第二条第二十七号の前部上側端灯	
第二条第二十八号の後部上側端灯	
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	
第二条第二十九号の側方灯	
第二条第二十九号の二の番号灯	
第二条第三十号の後部霧灯	
第二条第三十一号の駐車灯	
第二条第三十二号の後退灯	
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	
第二条第三十三号の前部反射器	4以上
第二条第三十四号の側方反射器	5以上
第二条第三十五号の後部反射器	
第二条第三十六号の大型後部反射器	5以上
第二条第三十六号の二の再帰反射材	8以上
第二条第三十七号の警告器の警告音発生装置	
第二条第三十八号の警告器	
第二条第四十号の停止表示器材	
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	
第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	4以上
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	5以上
第二条第四十一号の方向指示器	
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	8以上

第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡等	5以上(ただし、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。)を有しないものに備えるものにあつては、8以上)
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	5以上
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	8以上
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	
第二条第四十七号の自動運行装置	



第五号様式（指定装置製作等廃止届）（第八条関係）（平18第939・一部改正、平27国交令47・旧第四号様式取下、令元国交令20・令2 国交令98・一部改正）

指 定 装 置 製 作 等 廃 止 届	
国土交通大臣 殿	年 月 日
指定装置の種類	
指定装置の名称及び型式	
指定番号	
届出者の氏名又は名称 及び住所	
製作等廃止事由	
製作等廃止年月日	
備 考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

第六号様式（証票）（第十四条関係）（平成28年交令第38号追加、令元年交令第7号一部改正）
（表）

第 号	
官職	
氏名	
年 月 日生	
道路運送車両法第75条の6第2項の検査員証	
年 月 日 発行	
年 月 日 限り有効	
国土交通大臣 印	
写 真	
3センチメートル	
4センチメートル	
9センチメートル	
6.5センチメートル	

（裏）

（道路運送車両法抜粋）

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項及び第8項、第75条第4項及び第5項並びに第75条の3第5項及び第6項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑